平成２９年（フ）第１９６０号
大阪府高槻市大畑町１番10号　田村ビル301号
債務者　田中三枝子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月26日午後１時10分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７５号
北海道旭川市永山１条20丁目５番１号　セレナール201号室
債務者　岡林　孝至
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５７号
北海道深川市２条７番35号　伊東荘２号室
債務者　宮澤セイ子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８３号
北海道旭川市北門町21丁目2168番地の59
債務者　菅原　晋子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８８号
北海道旭川市東光７条８丁目３番９号
債務者　坪内　克文
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９５号
北海道旭川市神楽岡12条５丁目３番17号
債務者　今野　真希
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９６号
北海道旭川市豊岡11条５丁目２番６号　フレンドコーポ202号室
債務者　大内　春光
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５２６号
大阪府東大阪市中新開２丁目６番８号
債務者　上田　直哉
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５６１号
大阪府東大阪市寿町１丁目４番５号
債務者　水谷美智子こと　夫　　安貞
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８７４号
大阪府吹田市五月が丘東７番17号　東佐井寺ハイツ２階２Ｄ号室、住民票上の住所大阪府吹田市山田南44番７号
債務者　江口　功治
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９４６号
大阪府東大阪市本町８番15号　本町ハイツ109号、前住所大阪府東大阪市鷹殿町10番２号
債務者　坂本　馨介
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６２号
栃木県小山市若木町１丁目13番21号　ソレアード201号
債務者　松橋　武志
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０号
長崎県島原市白山町48番地
債務者　関戸　智幸
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第８号
熊本県山鹿市中681番地４　双子塚ハイツ102号
債務者　山上　惠子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１７号
埼玉県比企郡小川町大字青山382番地２
破産者　杉田　重雄
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係